

民間規格の改定及び民間規格のリスト化等に関する意見募集について

日電規委 2024 第 0013 号

令和 6 年 8 月 30 日

日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、標記について令和 6 年 8 月 26 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- 「支持物の基礎自重の取り扱い」(JESC E2001)の定期確認について
- 「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(JESC E2012)の定期確認について
- 「特別高圧電線路のその他トンネル内の施設」(JESC E2014)の改定について
- 「架空送電規程」(JESC E0008)の改定について
- 「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001)の改定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「支持物の基礎自重の取り扱い」(JESC E2001)の定期確認について

a. 民間規格等作成機関

送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、鉄塔基礎は引揚支持力として確実に見込める基礎体自重には一律に大きな安全率を見込む必要がないと考えて、支持物の基礎の安全率を規定するものです。

前回の改定から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。

JESC E2001 は、既に電技解釈第 60 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp//public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

今後、国へ JESC E2001 の民間規格のリスト化を要請いたします。

(2) 「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(JESC E2012)の定期確認について

a. 民間規格等作成機関

送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、170kV を超える特別高圧架空電線と建造物、道路等、索道、低高圧電線等、他の特別高圧架空電線路、他の工作物及び植物との離隔距離について規定するものです。

前回の改定から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。

JESC E2012 は、既に電技解釈第 97 条～第 103 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、民間規格のリスト化の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp//public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）今後、国へ JESC E2012 の民間規格のリスト化を要請いたします。

(3) 「特別高圧電線路のその他トンネル内の施設」(JESC E2014)の改定について

a. 民間規格等作成機関

送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、特別高圧電線路を鉄道、軌道又は自動車道の専用のトンネル及び人が常時通行するトンネルに該当しないトンネル内電線路として施設する方法を定めたものです。

今回の改定は、本規格が引用されている電技解釈の改正に伴い、表現の整合を行うものです。

JESC E2014 は、既に電技解釈第 126 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、民間規格のリスト化の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp//public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）今後、国へ JESC E2014 の民間規格のリスト化を要請いたします。

(4) 「架空送電規程」(JESC E0008)の改定について

a. 民間規格等作成機関

送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

「架空送電規程」(JESC E0008)は、架空電線路の設計や施工、保守において、自主保安を基本として定めた民間自主規格です。

今回の改定は、前回改定から約 5 年が経過するため、電技解釈及び電技解釈の解説の改正に伴う見直し、引用している JESC 及び JIS 等の改正に伴う見直し等を行うものです。

(5) 「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001)の改定について

a. 民間規格等作成機関

発変電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、工場において指定する JEC・JIS・JEM に基づき耐電圧試験を行ったものは、技術基準における絶縁性能を満足しているものとし、輸送・現地組立後の最終確認として常規対地電圧を 10 分間印加することで、現地耐電圧試験と同等である旨を定めたものです。

今回の改定は、主に火力発電所で使用している誘導電動機（高圧）について改定要望があったため、検討を行った結果、規定の追加を行うものです。

JESC E7001 は、既に電技解釈第 15 条及び第 16 条に引用されておりますが、今回の検討依頼に伴い、民間規格のリスト化の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp//public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）今後、国へ JESC E7001 の民間規格のリスト化を要請いたします。

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 6 年 9 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-6629-9197

電子メール：委員会ホームページ (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 6 年 8 月 30 日（金） 受付終了日：令和 6 年 9 月 28 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。